

風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律案要綱

## 第一 総則

### 一 目的

この法律は、風力発電設備の設置等により自衛隊等の使用する電波の伝搬障害が生ずるおそれを回避するため、電波障害防止区域の指定、電波障害防止区域内における風力発電設備の設置等に係る届出等の義務及び風力発電設備の設置者と防衛大臣との協議等に関する制度を創設することにより、電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保することを目的とすること。

(第一条関係)

### 二 定義

1 この法律において「風力発電設備」とは、陸上において羽根の回転により風力を電気に変換する発電設備であつて、羽根の長さが五メートル以上のもの又は風車高（羽根の先端が最も高い位置にあるときの羽根の先端と地表との垂直距離をいう。以下同じ。）が二十メートル以上のものをいうものとする。

2 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいうものとする。

3 この法律において「風力発電設備の設置者」とは、風力発電設備の設置又は変更（以下「設置等」という。）に係る工事の請負契約の注文者又はその工事を請負契約によらないで自ら行う者をいうものとする。

（第二条関係）

## 第二 電波障害防止区域の指定

一 防衛大臣は、次に掲げる自衛隊等の活動について、風力発電設備の設置等が行われた場合に著しい障害を生ずるおそれがあり、これを防止して電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動の確保を図るために必要があるときは、その必要な限度において、それぞれの区分に応じ、それぞれに定める区域を電波障害防止区域として指定することができるものとする。

1 自衛隊法第八十二条の三の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置、同法第八十四条の規定による領空侵犯に対する措置等のために必要なレーダーを用いてする監視 当該監視のために設置された電波を発射し及び受信する機材と水平線とを結んだ平面のうち、その高さを我が国において想定さ

れる最も高い風車高として防衛省令で定めるもの（以下「想定最高風車高」という。）と標高とを合算した高さが超える部分を地上に投影した区域

2 自衛隊等の航空機による着陸又は飛行の安全確保のために必要なレーダーを用いてする誘導又は監視  
視 (1)又は(2)に定める区域

(1) 自衛隊等が管制業務を行う飛行場の進入表面（航空法第二条第八項に規定する進入表面をいう。以下同じ。）を含む平面のうち、進入表面の外側底辺、進入表面の斜辺の外側上方への延長線及び当該外側底辺に平行な直線で当該外側底辺からの水平距離が十二キロメートルであるものにより囲まれる部分を地上に投影した区域のうち、滑走路の短辺を起点とした水平面から勾配が一・四度で伸びる平面のうち、その高さを想定最高風車高と標高とを合算した高さが超える部分を地上に投影した区域でもある区域

(2) 自衛隊等の防衛施設（自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域をいう。以下同じ。）であって面積が九百ヘクタール以下であるものうち防衛

省令で定めるものの周囲五キロメートル以内の区域及び自衛隊等の防衛施設であつて航空機による射撃又は爆撃を行うものに接続する陸上部分のうち長辺が二十キロメートル以内、短辺が五キロメートル以内からなる長方形の区域並びにこれらの区域と当該監視のために設置された電波を放射し及び受信する機材とを結んだ平面のうちその高さを想定最高風車高と標高とを合算した高さが超える部分を地上に投影した区域

3 自衛隊の使用する人工衛星の無線局と当該人工衛星との間で行われる無線通信 当該無線局を起点とした水平面から仰角三度で伸びる平面のうち、その高さを想定最高風車高と標高とを合算した高さが超える部分を地上に投影した区域

二 防衛大臣は、一の規定により電波障害防止区域を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で告示しなければならないものとする。

(第三条関係)

### 第三 電波障害防止区域内における風力発電設備の設置等に係る手続

一 電波障害防止区域内における風力発電設備の設置等に係る防衛大臣への届出

1 風力発電設備の設置者は、電波障害防止区域内（その区域とその他の区域とにわたる場合を含む）。

以下同じ。)において風力発電設備の設置等に係る工事に自ら着手し又はその工事の請負人(請負工事の下請人を含む。以下同じ。)に着手させる前に、防衛省令で定めるところにより、当該風力発電設備に係る位置、風車高、形状、その者が風力発電設備の設置等に係る工事の請負契約の注文者である場合にはその工事の請負人の氏名又は名称及び住所(以下「風力発電設備設置関連事項」という。)その他必要な事項として防衛省令で定める事項を防衛大臣に届け出なければならないものとする。

2 1の規定による届出をした風力発電設備の設置者は、その届出をした事項を変更しようとするときは、防衛省令で定めるところにより、その変更に係る事項を防衛大臣に届け出なければならないものとする。

3 防衛大臣は、1及び2の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事項をもつてしては、当該風力発電設備が当該電波障害防止区域において自衛隊等の使用する電波の伝搬障害の原因(以下「自衛隊等使用電波障害原因」という。)となるかどうかを判定することができないと認めるときは、その判定に必要な範囲内において、その届出をした風力発電設備の設置者に対し、期限を定

めて、更に必要と認められる事項の報告を求めることができるものとする。

4 電波障害防止区域の指定又は変更があつた際現に当該電波障害防止区域内において施工中の風力発電設備の設置等に係る工事については、1の規定は、適用しないものとする。

5 4に規定する風力発電設備の設置等に係る風力発電設備の設置者は、当該電波障害防止区域の指定又は変更後遅滞なく、防衛省令で定めるところにより、当該風力発電設備の設置等に係る風力発電設備設置関連事項その他必要な事項として防衛省令で定める事項を防衛大臣に届け出なければならないものとする。

(第四条関係)

二 届出をしない者に対する防衛大臣の命令

防衛大臣は、風力発電設備の設置者が、一の1若しくは2の規定による届出をしなければならない場合において、その届出をしないで、風力発電設備の設置等に係る工事若しくは当該変更に係る事項に係る部分の工事に自ら着手し若しくはその工事の請負人に着手させたことを知ったとき、又は一の5の規定による届出をしなければならない場合において、その届出をしていないことを知ったときは、直ちに、当該風力発電設備の設置者に対し、期限を定めて、一の1若しくは2又は5の規定により届け出る

べきものとされている事項を防衛大臣に届け出るべきことを命ずるものとする。 (第五条関係)

### 三 自衛隊等の使用する電波の伝搬障害の有無等の通知

1 防衛大臣は、一の1若しくは2の規定による届出又は二の規定による命令に基づく届出があつた場合において、その届出に係る事項を検討し、その届出に係る風力発電設備（変更の届出に係る場合にあっては、その変更後の風力発電設備。以下同じ。）が当該電波障害防止区域において自衛隊等使用電波障害原因となると認められるときにあつては、その風力発電設備のうち当該自衛隊等使用電波障害原因となる部分（以下「障害原因部分」という。）及びその理由を示して、当該風力発電設備が当該電波障害防止区域において自衛隊等使用電波障害原因とならないと認められるときにあつては、その検討の結果を示して、その旨を当該届出をした風力発電設備の設置者に通知しなければならないものとする。

2 1の規定による通知は、当該届出があつた日（一の3の規定による報告を求めた場合には、その報告があつた日）から三週間以内になければならないものとする。 (第六条関係)

### 四 自衛隊等使用電波障害原因となる風力発電設備の設置等に係る工事の制限

三の 1 の規定により、風力発電設備が当該電波障害防止区域において自衛隊等使用電波障害原因となると認められる旨の通知を受けた風力発電設備の設置者は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、その通知を受けた日から二年間は、当該風力発電設備の設置等に係る工事のうち当該通知に係る障害原因部分に係るものを自ら行い、又はその請負人に行わせてはならないものとする。

1 風力発電設備の設置等に係る工事の計画を変更してその変更につき一の 2 の規定による届出をし、これにつき、三の 1 の規定により当該風力発電設備が当該電波障害防止区域において自衛隊等使用電波障害原因とならない旨の通知を受けたとき。

2 防衛大臣との間に五の 1 の規定による協議が調ったとき。  
(第七条関係)

五 電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動の確保のための協議

1 四に規定する風力発電設備の設置者及び防衛大臣は、相互に、相手方に対し、レーダーの機能を補完するための措置及び風力発電設備の設置等に係る工事の計画の変更その他電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動の確保と当該風力発電設備に係る財産権の行使との調整を図るため必要な措置について協議を求めることができるものとする。



2 1の規定による求めを受けた防衛大臣又は四に規定する風力発電設備の設置者は、当該求めに係る協議に応じなければならないものとする事。

(第八条関係)

## 六 違反の場合の措置

1 防衛大臣は、次のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、次の風力発電設備の設置者に対し、当該風力発電設備の設置者が現に自ら行い若しくはその請負人に行わせている次の工事を停止し若しくはその請負人に停止させるべき旨又は相当の期間を定めて、その期間内は次の工事を自ら行い若しくはその請負人に行わせてはならない旨を命ずることが出来るものとする事。

(1) 一の1又は2の規定に違反して風力発電設備の設置者からこれらの規定による届出がなかった場合(二の規定による命令に基づく届出があり、これにつき三の1の規定による通知をした場合を除く。)において、当該風力発電設備の設置者が、現に当該風力発電設備の設置等に係る工事を自ら行い若しくはその請負人に行わせているとき、又は近く当該工事を自ら行い若しくはその請負人に行わせる見込みが確実であるとき。

(2) 防衛大臣が一の3の規定により報告を求めたが当該風力発電設備の設置者から期限までにその報告がない場合において、当該風力発電設備の設置者が、現に当該風力発電設備の設置等に係る工事を自ら行い若しくはその請負人に行わせているとき、又は近く当該工事を自ら行い若しくはその請負人に行わせる見込みが確実であるとき。

2 1の相当の期間は、四に規定する期間を限度として、当該風力発電設備が当該電波障害防止区域において自衛隊等使用電波障害原因となる程度、レーダーの機能を補完するための措置を行うとすればその措置に通常要すべき期間その他の事情を勘案して定めるものとする。

3 防衛大臣は、1の規定により風力発電設備の設置者に対し期間を定めて風力発電設備の設置等に係る工事を自ら行い又はその請負人に行わせてはならない旨を命じた場合において、その期間中に、当該風力発電設備の設置者と防衛大臣との間に協議が調ったとき、四の1に該当するに至ったときその他その必要が消滅するに至ったときは、遅滞なく、当該命令を撤回しなければならないものとする。

(第九条関係)

防衛大臣は、第三の規定を施行するため特に必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、風力発電設備の設置者に対し、風力発電設備の設置等に係る工事の計画又は実施に関する事項に關し報告をさせることができるものとする事。

(第十条関係)

#### 八 防衛大臣及び経済産業大臣の協力

防衛大臣及び経済産業大臣は、第三の規定の施行に關し相互に協力するものとする事。

(第十一条関係)

#### 第四 雜則

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な手續その他の事項は、防衛省令で定めるものとする事。

(第十二条関係)

#### 第五 罰則

罰則について所要の規定を設ける事。

(第十四条から第十七条まで関係)

#### 第六 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する事。

と。

(附則第一項関係)

二 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事。 (附則第三項関係)